

○北九州市補助金等交付規則

昭和 4 1 年 3 月 3 1 日

規則第 2 7 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 補助金等の交付の申請及び決定（第 5 条—第 1 0 条）
- 第 3 章 補助事業等の遂行等（第 1 1 条—第 1 7 条）
- 第 4 章 補助金等の返還等（第 1 8 条—第 2 1 条）
- 第 5 章 雑則（第 2 1 条の 2—第 2 3 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（用語）

第 2 条 この規則において「補助金等」とは、市が、その公益上必要がある場合において、市以外の者に交付する次に掲げるもの（市長が別に定めるものを除く。）をいう。

- （ 1 ） 補助金および交付金
- （ 2 ） 負担金
- （ 3 ） 利子補給金
- （ 4 ） その他相当の反対給付を受けない給付金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務または事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

（事務担当者の責務）

第 3 条 補助金等に係る予算の執行事務に当たる者は、補助金等が法令（条例、規則、規程を含む。以下同じ。）および予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第 4 条 補助金等に関しては、他に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第 2 章 補助金等の交付の申請及び決定

（平 8 規則 5 3 ・改称）

（補助金等の交付の申請）

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- （１） 申請者の氏名または名称および住所
- （２） 補助事業等の目的および内容
- （３） 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画（建設事業等にあつては設計を含む。）
- （４） 交付を受けようとする補助金等の額およびその算出の基礎
- （５） その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- （１） 申請者の営むおもな事業
- （２） 申請者の資産および負債に関する事項
- （３） 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額および負担方法
- （４） 補助事業等の効果
- （５） 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- （６） その他市長が必要と認める事項

3 市長は、補助事業等の目的および内容により必要がないと認めるときは、第1項第3号の申請書に記載すべき事項の全部もしくは一部または前項の規定による添付書類に記載すべき事項の一部もしくは添付書類を省略させることがある。

（補助金等の交付の決定）

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令および予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的および内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（補助金等の交付の条件）

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 補助事業等の内容、経費の配分または執行計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合において、市長の承認を受けるべきこと。
- （2） 補助事業等を行なうため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する必要な条件
- （3） 補助事業等を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- （4） 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 市長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限る、その交付した補助金等の全部または一部に相当する金額を市に納入すべき旨の条件を付することがある。

3 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前2項に定める条件のほか、必要な条件を付することがある。

（決定の通知）

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合には、その条件を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を発した日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金等の交付の決定後、天災地変、事情の変更その他の理由により補助事業等の全部もしくは一部を継続する必要がなくなつたとき、または補助事業者等が補助事業等を遂行することができなくなつたとき（補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）は、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過

した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消し等により特別に必要となつた事務または事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り補助金等を交付することがある。

(1) 補助事業等に係る機械器具および仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行なうため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

- 3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しまたは変更をした場合について準用する。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、法令の定めならびに補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行なわなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資または利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 前項の規定は、補助金等の終局の受領者となるものについても準用する。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業の遂行の状況に関し、市長から報告を求められたときは、別に定める報告書により市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく状況の調査、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを指示することがある。

- 2 市長は、補助事業者等が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは20日以内に次に掲

げる事項を記載した別に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

第7条第3号の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

- (1) 補助事業等の成果
 - (2) 補助金等に係る収支計算に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- (補助金等の額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査および必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、前条の規定による調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行なう補助事業等について準用する。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者等が補助事業等に関して次の各号の一に該当した場合は補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、そ

の返還を命ずるものとする。

- 3 前2項の返還の期限は、返還の通知を発した日から20日をこえない範囲で定めるものとする。

(違約加算金および延滞金)

第20条 補助事業者等は、第18条第1項の規定により取消しを受け、前条第1項の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、当該補助金等の受領の日から納入の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額とし、当該補助金等の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納入しなければならない。ただし、違約加算金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、当該補助金等が2回以上に分けて交付されているときは、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の規定により違約加算金を納入しなければならない場合において、補助事業者等の納入した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納入金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納入しなかったときは、納期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を市に納入しなければならない。ただし、延滞金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

- 5 前項の場合において、当該返還を命ぜられた補助金等の未納入額の一部が納入されたときは、当該納入の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納入額は、その納入金額を控除した額によるものとする。

(昭45規則68・一部改正)

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、違約加算金または延滞金の全部または一部を納入しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがある。

第 5 章 雑則

(理由の提示)

第 2 1 条の 2 市長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行の指示若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対し、その理由を示さなければならない。

(平 8 規則 5 3 ・ 追加)

(財産の処分の制限)

第 2 2 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、または効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。ただし、第 7 条第 2 項の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を市に納入した場合ならびに補助金等の交付の目的および当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 船舶

(3) 前 2 号に掲げるものの従物

(4) 立木

(5) 工作物、機械および器具で、市長が交付の決定の際に指定するもの

(6) 前各号のほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

第 2 3 条 市長は、前条に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部または一部に相当する金額を市に返還させることがある。

付 則

1 この規則は、昭和 4 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 4 0 年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

付 則 (昭和 4 5 年 7 月 1 6 日規則第 6 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 8 年 6 月 2 8 日規則第 5 3 号)

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。